令和5年第1回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和5年1月27日(金)9時30分開始

2 会 場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員 教育長 小西啓二 出席

1 番 池 田 良 枝 出席

2 番 中 田 美 穂 出席

3 番 小城和之 出席

4 出席職員 総務学事課長 貞 盛 倫 子

総務学事課 重安千陽

横峰路子

瀬川隆司

大 庭 史 善

生涯学習課 安藤好博

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和5年第1回大竹市教育委員会会議 を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を1月27日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

次に、会議の議事日程について確認します。お配りしているとおり予定していますが、日程第4で予定している報告第2号は、個人的な内容が含まれる案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと考え、発議します。その他にご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、本件を採決します。報告第2号の審議を「公開しない」とすることに異議ありませんか。

委員一同 異議なし

小西教育長 異議なしと認めます。よって、報告第2号の審議は「非公開」と決定しました。なお、都合上、審議の順番を変更します。日程第4を日程第6に、日程第5 を日程第4に、日程第6を日程第5とします。

議案第1号 大竹市立公民館条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第1号 大竹市立公民館条例施行規則の一部改正について」 を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 本規則は、大竹市立公民館の管理運営について、利用者の利便性向上及び施 設の利用促進となるよう規則の一部を改正するものです。

> 大竹市立公民館条例施行規則第9条は、公民館施設を使用する場合の申請方 法を規定しています。

> これまで公民館施設の使用申請は、使用の日3日前までとしていましたが、利便性向上及び施設の利用促進を図るため、施設使用日においても申請することができるようにしたいと考えています。

これにより、各貸室に事前予約が入っていなければ、使用する直前に申請することが可能となります。また、貸室使用中の事情により使用時間を延長することも可能となります。

附則ですが、施設利用者への周知期間を考慮し、本規則の施行期日を令和5年 3月1日としています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池 田 委 員 利用者からすると使用申請が「使用しようとする日まで」となることは、非 常に良いことだと思います。公民館の利用が広がると良いなと思います。

小西教育長 参考に、各公民館の使用状況の数字が分かれば教えてください。

事 務 局 新型コロナウイルスの影響で利用者は激減しています。令和3年度は各施設の利用者は、総合市民会館は17,660名、玖波公民館は12,246名、栄公民館は7,952名、大竹会館は17,991名になります。今年度は手元に正確な数字は準備していないのですが、昨年度と比較して利用者の数は増えている状況です。

小西教育長 申請方法の変更によって利用者が増え、非常に喜ばれるのではないかなと思います。

小 城 委 員 規則改正の周知はどのようにしていくのですか。

事 務 局 規則改正は玖波公民館と栄公民館が該当するのですが、こちらの利用のほとんどが生涯学習グループ等の既存の団体が利用しています。こうした団体には直接担当職員から周知をしようと思っています。規則が改正されましたら、各公民館の窓口に掲示をしようと思っています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。 本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第1号 大竹市通級指導教室(言語)通級審査委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第3「報告第1号 大竹市通級指導教室(言語)通級審査委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事 務 局 言語の通級とは、「話す・聞くなどの言語に関する部分で発達の遅れがある」 児童生徒について、通常学級に在籍しながら言語に関する特別な指導を行うも のです。

> その決定に当たっては、教育・医学・心理学等の観点から総合的かつ慎重に行 う必要があるため、大竹市通級指導教室(言語)通級審査委員会において、毎年 1月から2月にかけて審議、答申を行っています。

> 本委員会委員の任期が、令和4年12月31日で満了したので、改めて委嘱する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。なお、各委員再任となっています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 通級指導教室の言語は大竹小学校に設置されていますが、令和4年度は何学 級設置されていますか。

事務局 現在、2学級設置されています。

池田委員 何名在籍していますか。

事務局 29名が在籍しています。

中田委員 その29名は全員大竹小学校の児童ですか。

事務局 そのとおりです。

小西教育長 今年度は2学級で、29名が在籍しています。言語の通級指導教室に入級している児童はすべて大竹小学校の児童となります。市内の学校には呼びかけて、対象の児童がいれば各学校から大竹小学校に通うことになります。

小 城 委 員 今回の委嘱で、小学校校長会と設置校校長の役職で兼田校長先生の名前が 2 つあるのですが、これは役職によっては同じ人ではない場合もあるのでしょうか。 事 務 局 そういった場合もあります。

池田委員 特別支援学級の就学指導委員会や情緒の通級審査委員会とは違い、言語の通 級指導教室の通級審査委員会の委嘱の期間だけが1月になってからというのは、 何か理由があるのでしょうか。

事務局 なぜそうなっているのか理由は分かりませんが、条例で任期がそうなっているため、それにならって1月1日からとなっています。

池田委員 言語の通級審査委員会が通常の特別支援学級の就学指導委員会や、小方学園 の情緒の通級審査委員会と日程がずれて行われている理由は何かあるのでしょ うか。

小西教育長 大きな理由というのはないと思います。学校側の資料作成等のタイムスケジュールを加味して時期をずらしているのではないかと思います。以前からこのような形になっているため、理由は把握しておりません。

事 務 局 理由については、きちんと把握していないので確認します。就学指導委員会については、教科書や教育課程の問題で早く決めないといけないという事情があり、第1回を7月、第2回を11月に行い進路を決定していく事になっています。通級指導教室の言語については、通常学級に在籍して、子ども達はその中の1、2時間を教室に通って指導を受けることになります。教科書あるいは

教育課程に大きく影響しないため、急いで会を持つ必要がないという事もある のではないかと思います。きちんと確認しておこうと思います。

- 池田委員 本来であれば夏よりも今の時期の方が子ども達の様子が良く分かっていると思うので、通級指導教室にしても特別支援学級にしても子ども達の様子をよく分かっている時期が良いのではないかと思いましたが、先程言われたように教科書等の関係もあるので、早めにしないといけないということがよく分かりました。
- 小 城 委 員 言語の通級指導教室は大竹小学校のみの設置なのでしょうか。もし他校から 入級しようと思った時に、大竹小学校に行かないといけないということですよね。 通うとしたらどういった手段になるのでしょうか。
- 事 務 局 在籍校ではない学校の子どもが通級指導教室に通うことになれば、保護者の送迎で通うこととなります。大竹小学校の言語の通級指導教室は、以前から設置がされている教室ではありますが、他の学校でもし必要という希望がたくさんあり設置の必要があるとなれば、広島県教育委員会に希望を出し、希望が通れば設置をするという事になります。設置されると教員が1人配置されるので、先々の在籍率を加味しての設置となります。簡単に通級指導教室が設置されることにはなりにくいということになります。

小城委員 29名というのはみんな大竹小学校ではないということですか。

事務局 今在籍している子ども達はみんな大竹小学校の子ども達です。

小 城 委 員 この審査委員会で決定すれば、玖波小学校、小方小学校の子ども達が通うという可能性も出てくるのでしょうか。

事 務 局 学校が保護者と話し合いを行い、希望が上がってくれば審査委員会で通級指 導教室に在籍するかどうか審査されます。

中田委員 おそらく通級指導教室を必要としている児童は、大竹小学校にも他の小学校 にもいると思います。やはり保護者の送迎となると、仕事の兼ね合いで行きたく ても行けないということもあると思うので、広く子ども達が通えるようになった ら良いなと願っています。

小西教育長 実際に対象の児童がこれから増えてくるということも視野に入れて、協議していきたいと思います。

他に質疑や意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

協議・報告事項 今後の学校給食費支援の方針について

小西教育長 日程第4「協議・報告事項 今後の学校給食費支援の方針について」を議題と します。事務局から説明を求めます。

事務局 1月20日の市議会総務文教委員協議会において、「今後の学校給食費支援の 方針について」報告した内容について説明します。

> まず、学校給食費支援の目的です。学校給食支援の目的は、「大竹市立学校に 在籍する児童・生徒の保護者が負担する学校給食費を免除することで、当該保護 者の経済的負担を軽減し、さらなる子育て支援の推進を図る。」ことです。

支援の対象者は、大竹市内に住所を有し、大竹市立学校に在籍する児童・生徒の保護者としています。ただし、児童・生徒が大竹市内小中学校で給食を受ける場合に限ります。区域外就学等で市外から大竹市立学校に通学している児童・生徒は対象としていません。食物アレルギー等により、学校給食の代わりに弁当を持参する児童・生徒については、市費で別に補助することとします。

支援額は、全額免除です。

予定免除額は、年間7,806万9千円です。これは、これまでの年間学校給食実施回数の実績から、小学校192回、中学校185回を実施した場合とし、令和4年度の1食当たりの給食費、小学校270円、中学校325円に、児童・生徒数を乗じて算出したものです。なお、児童・生徒数は、令和4年5月1日現在の小学生1,184人と中学生557人を合わせた1,741人から要保護及び令和4年9月30日現在の準要保護児童生徒数306人を減じた人数としています。

支援の財源は、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源に、にこにここども基金繰入金に積み立てて、支援額に充てることとします。事業開始予定は、令和5年4月1日です。

現在、広島県内で全額支援を実施しているのは、坂町です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、令和4年12月から令和5年3月まで実施されています。令和5年度については、未定とのことでした。

現時点で、広島県内の市町で、全額支援を予定している市町はないと聞いています。給食費値上がり分等についての支援は予定している市町はあります。また、山口県の岩国市、和木町、周防大島町が全額支援を実施しています。このうち、周防大島町は、坂町と同様に3月までは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に全額免除としています。令和5年度以降については、12月に学校給食費無償化事業基金条例を制定し、米空母艦載機部隊配備特別交付金を財源とした全額免除実施に向けて準備を進めていると聞いています。

- 中田委員 この件については、保護者にとってとてもありがたいことだと思います。この全額免除は来年度だけの予定なのかそれとも引き続き続けていくものなのかを教えてください。
- 事 務 局 現段階では米空母艦載機部隊配備特別交付金が見込まれる、令和18年度までを目標に考えています。それ以降については適宜検討していくような状況です。
- 小 城 委 員 「学校給食費を免除することで、当該保護者の経済的負担を軽減し、さらなる子育て支援の推進を図る。」とあるのですが、具体的にどういった支援をするのか現段階で何か分かれば教えてください。
- 事 務 局 この事業を行うことで給食費が1人当たり年間最大5万円程度の負担軽減に なるということで、この事業自体が「さらなる子育て支援の推進を図る。」と いうことで考えています。

小 城 委 員 子育て支援の一貫でこの事業があるということですよね。それで負担を軽減 していくということですか。

事務局はい。そうです。

- 池田委員 保護者にとってはこんな物価高の中で非常にありがたい話だなと思います。 3点ほどあります。1点目はにこにここども基金というのはどういうものなの かということ、2点目は学校給食費支援を全額にするためにはどこに決定権が あるのかということ、3点目は令和18年度まで事業が続くという話があった のですが、新聞には交付金が続く限りと書いてありました。その辺りを保護者 にどのように周知していくのかを教えていただけたらと思います。
- 事 務 局 にこにここども基金についてですが、元々は子どもの医療の充実のために積み立てていたものなのですが、現在は子育て支援に関する事業を行うときににこにここども基金に事業ごとにお金を積み立てて事業をしています。そのため、今回事業を継続的に行うためにこにここども基金に積み立てることになりました。
- 事 務 局 この全額支援の決定権についてですが、議会に図り、議決されれば実施ということになります。保護者への周知については、現在の方針についてと公会計化をあわせて学校からお知らせしようと思います。新入生については新入生説明会で同じくお手紙を配って全額支援についてお知らせしようと思います。また、決定されましたら、手続き等もありますので詳細をお知らせする予定にしています。市民の方には、ホームページでお知らせをすることを予定していますが、いつまで続けていくかについてはあくまで交付金が見込まれる令和18年度までを目標としており、はっきりしたことも決まっていないため、そこまでについてはお知らせをする予定にはなっていません。
- 池田委員 先程の令和18年までというのをなぜ質問したかというと、この特別交付金がいつまで続くのかというのは市民には分からないので、交付金が続く限りだと2、3年なのかなと思ってしまうと思いました。3年ぐらい経ったら給食費をまた払わないといけないとなると不公平感も生まれてくるのではないかと思いました。でも、予定では令和18年度までという長い期間なので良いかなと思いました。交付金がある限りという表現だと短い時間に感じてしまうので、その辺りをうまく伝えるのはなかなか難しいなと思いました。結構長いスパンで支援するということを市民の方達にも伝わるようにする方法が何かないかなと思いました。

事 務 局 また財政担当部署と相談してどのような言葉で周知をしていくか決めていき たいと思います。

小西教育長 他に質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 無いようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 市指定重要文化財「森崎家文書」の所有者変更について

小西教育長 日程第5「協議・報告事項 市指定重要文化財「森崎家文書」の所有者変更に ついて」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この度、市指定重要文化財である森崎家文書の所有者が変更となりましたので、その経緯等につきまして報告します。

森崎家文書は、平成18年6月23日に大竹市指定重要文化財に指定された 古文書になります。

文化財の総数は、史料にありますとおり279件になります。

寄贈することとなった経緯についてですが、これまでの所有者は、大竹市栗谷町大栗林に在住の森崎道夫氏でしたが、高齢化に伴い文書の維持管理を継承していくことが困難となってきたため、この度森崎氏から市教委に相談が持ち掛けられ、広島県立文書館と協議した結果、受け入れが可能とのことで同館へ寄贈することとなりました。

これにより、昨年の12月20日付けで所有者及び文化財の所在が変更となったものです。

今後は、県立文書館で貴重な資料を適切に維持管理ができるようになりますので、県立文書館で分類・整理していき、仮目録の作成を行った後、今年度中に閲覧サービスの対象として公開していく予定であると聞いています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 これまでは市の指定重要文化財でしたが、個人の所有ということもあるため 一般に公開閲覧することは難しかったのではないかなと思います。これまでの閲 覧の状況について教えてください。

事務局 森崎家文書は平成18年の6月市指定重要文化財指定後の、平成19年3月 23日から3月25日までの3日間市立図書館ギャラリーで一般公開を実施しています。その時の来場者は203名と記録が残っています。

小西教育長 広島県立文書館に移動になると今後の閲覧についてはどうなるのでしょうか。 事 務 局 広島県立文書館に移動した後は、ホームページで閲覧したい資料を検索して、 受付カウンターに伝えて閲覧するという流れになります。

小西教育長 他に質疑やご意見はありませんか。

委員一同なし。

小西教育長 無いようですので、協議を終わります。

続いての、日程第6の審議については、会議の冒頭で、「公開しない」ことと 決定しました。よって、これより非公開とします。

なお、日程第6 報告第2号については、個人的な内容が含まれる案件である ため、議事録の審議の内容の部分については非公開とします。

〜報告2号の審議についての議事録は非公開〜 報告第2号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について 小西教育長 本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、 字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委 任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育 長で行います。

これにて、令和5年第1回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時31分】